

周南市議会傍聴規則

〔平成15年5月13日〕
議会規則第2号

改正 平成28年11月21日議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 一般席で傍聴しようとする者の入場は、先着順とする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、報道関係者を除き59人とする。ただし、議長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

- (6) 携帯電話その他の情報通信に関する機器の電源を切ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第 8 条 傍聴人は、一般席において撮影、録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、議長の許可を得た者は、当該許可を得たことを証する腕章を、一般席において常に着用しなければならない。

(傍聴人の退場)

第 9 条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 1 0 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 1 1 条 議長は、法第 1 3 0 条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月6日から施行する。